

JBS Newsflash

Tax - 2010年税制改正大綱が公表

税務速報

本年6月15日、オランダ財務省はオランダ税制改正にかかるコンサルテーション・ドキュメントを公表しました。これには、(非選択型)5%利子ボックス、資本参加免税の改善、支払利子損金算入制限などが含まれています。これは、昨年12月に公表されたホワイトペーパーにて示された概念、即ち、オランダを国際的企業の本社又は金融センターとして魅力的な国にする、との方向性を引き継いだものとなっています。

1. 改正大綱の概要

新・利子ボックス課税制度

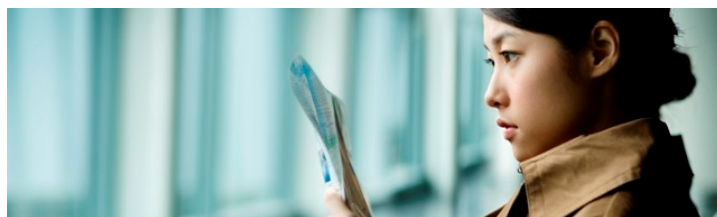
2007年税制にて導入され、欧州委員会の承認待ちとされている現行のグループ利子ボックス課税制度(選択適用型)が、欧州法に準じて、非選択型課税制度として修正提案されています。当制度により、グループ間利子取引に関しては、受取利子・支払利子ともに、5%の実効税率にて課税されることとなります。また、この5%課税対象には、関連する評価損益、為替差損益なども含まれることになっています。さらに、ファイナンスリース及びオランダ税務上にて資本取引と考えられるローン取引(ハイブリッドローン)も当制度の対象となります。

資本参加免税制度の改正

2007年税制にて、5%の株式保有が必要要件となり、低課税ポートフォリオ投資の場合には10%法人課税の追加的要件とされています。今回は、その取り扱いを緩和することが予定されており、投資が通常の資産運用のみを目的するものでない場合には、資本参加免税を適用することができます。これは、オランダ裁判所の以前からの立場であり、今後、オランダ資本参加免税の適用についてルーリングの取得が柔軟になることが予想されています。

支払利息損金算入制限の拡大

上記新利子ボックス課税制度により、支払利息の損金は5%課税の適用をうけることになるため、現行より不利益を被る可能性があります。これに加え、オランダ過小資本税制の変更が予定されています。



About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity.

現在、次の案が提案され、パブリックコメントが募集されています。

改正案1；

(i) 資本参加又はグループ貸付金に係る負債¹にかかる費用；計算手法としては、投資及びグループ貸付金の価値が資本を超過する部分についてその損金が否認されます。

(ii) オランダ連結納税に加盟するオランダ法人の取得にかかる費用；新規取得オランダ法人の課税所得相当額までは損金算入可能。なお、連結納税体の債権と相殺後の債務残高が連結資本の3倍を超えていない場合には当規定は適用しない例外規定あり。

改正案2；

純支払利息（受取利息相殺後の支払利息残高）が EBITDA（税金及び償却費控除前利益）の30%を超える部分については、その超える部分については損金不算入とします。当規定は、オランダ法人の負債資本比率がグループ連結決算の負債資本比率より低い場合には適用されないことが予定されています。

なお、これらの規定は、純支払利息の金額が25万ユーロを超える場合に適用される予定です。

2. 今後の動向及び日系企業への影響

利子ボックス課税制度の導入により、5%の軽減法人税率の恩恵を受けることが可能となりますが、これにより、法人税実効税率が下がった結果、日本のタックスヘイブン税制の適用を受ける可能性もありますので、慎重な対応を検討する必要があります。

また、今回の改正案において、オランダ法人が利息を受取る場合には利子ボックス課税の恩恵を受けることとなりますが、利子を支払う場合には、利子ボックス課税の負の影響（5%相当の税額控除に限定）と新たな支払利子損金算入制限の適用を受けることとなります。したがって、現行の取引を見直すなど、グループ全体の資金アレンジメントを再考する必要があるかもしれません。

なお、オランダ政府は、利払利息の損金算入制限の拡大による不利益を補填するために、別途インセンティブの導入を検討しています。現時点では明らかにされていませんが、法人税率の軽減、現行の資本参加免税の範囲外にある特定の所得の非課税の導入、5%利子ボックス又は10%特許ボックス制度に係る税率の軽減などが想定されます。

オランダ財務省は、当コンサルテーション・ドキュメントにかかるコメントを8月1日まで募集し、その後の政府内での審議を経て、本年9月には改正法案を議会に提出する予定となっています。

当ニュースレターについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、アーンストアンドヤング日系企業サービスチーム（Japan Business Services）の下記担当者まで、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

E&Y JBS Contacts

Hideki Tominaga Partner	+31 (0) 88 407 1723 hideki.tominaga@nl.ey.com
Kiyonobu Ikeuchi Senior manager	+31 (0) 88 407 1530 kiyonobu.ikeuchi@nl.ey.com

¹ グループ関係会社及び第3者からの債務を含みます。

Ernst & Young Belastingadviseurs LLP

Antonio Vivaldistraat 150, 1083 HP, Amsterdam, Netherlands

© Ernst & Young 2008. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

In line with Ernst & Young's commitment to minimise its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.